

子宮頸がん予防に関し、ワクチンの相談体制と検診の充実を求める意見書

子宮頸がん予防ワクチンは、子宮頸がん全体の50～70%の原因とされる2種類のウイルス（16型・18型）に対する予防効果から、平成25年4月から定期予防接種に位置づけられた。

5月16日、厚生労働省は厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会（以下検討部会という）に、このワクチンについて、これまで1,968例に及ぶ副反応が医療機関から報告され、106人が重篤な症状にあるとの資料を提出した。検討部会における検討の結果、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みがワクチン接種後に見られたことから、適切な情報提供ができるまでの間、接種を積極的勧奨はしないよう6月14日付けで厚生労働省から勧告があったところである。

さらに、厚生労働省は、10月28日の検討部会において、平成25年4月から7月までに関節の痛みなど副作用の訴えが291件報告され、うち症状が重いケースが143件あったことを報告した。

このような状況を受け、独自の判断で接種を一時見合わせる自治体や接種者全員の健康調査を行う自治体が出てきている状況をかんがみると、検討部会において重症例など早急に調査すべきとされた副反応症例について、一刻も早い調査、検証を行い、その詳細について速やかな公表を望むものである。

また、子宮頸がんの早期発見、早期治療には検診の有効性が極めて高く、欧米先進国では受診率が80%前後となっている。これに対し、日本では約20%にとどまっており、受診率の向上は喫緊の課題である。

よって、本市議会は国及び政府に対し、下記のとおり求めるものである。

記

1. ワクチン接種による副反応症例との因果関係を明らかにするとともに、国民の不安を払拭するための相談体制を拡充すること。
2. 子宮頸がんの早期発見、早期治療という目的にかんがみ、検診率の向上を目指し、受診しやすい検診体制の工夫と充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年12月17日

大 阪 府 茨 木 市 議 会